

# 脱・電柱社会 ～日本の空を取り戻そう！～

## 無電柱化事業の現状 7



鎌倉市小町通り

**NPO法人電線のない街づくり支援ネットワークは、  
電柱や電線の無い、安全安心で、美しい景観の街にするため、  
街づくりを行うすべての機関を支援しています！**



特定非営利活動法人

電線のない街づくり支援ネットワーク  
THE NETWORK FOR NON POLE COMMUNITY



# 「ケーブル埋設用掘削機械(トレンチャー)を活用した施工の手引き」第2版を発行しました



トレンチャー工法は、専用の掘削機械により高速で溝を掘削し、地中に管路を敷設することで、従来工法に比べて2~3倍の施工速度が期待される、電線類地中化の新たな工法です。

今回、これまでの試験や実現場における施工データを収集・蓄積し、実践的な技術資料として「ケーブル埋設用掘削機械(トレンチャー)を活用した施工の手引き」の改訂を行いました。

<主な改訂内容>

- ・土砂排出用ベルトコンベヤ付機械を詳しく紹介!
- ・詳しい施工手順と施工効率向上のポイントを解説!
- ・発注・設計時における導入検討フローを新たに追加!

寒地機械技術チームHPよりダウンロードできます。

URL <https://kikai.ceri.go.jp/download/>



## 最新トレンチャーの掘削能力を紹介

土砂排出用ベルトコンベヤ機構を有した最新機種能力、また、現場に合わせた設定方法などを紹介しています。

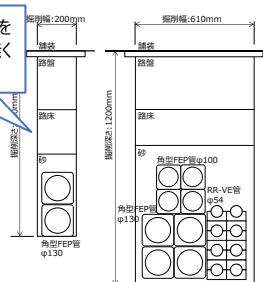


▲最新のトレンチャー仕様を紹介



▲掘削刃の設定手法を紹介

切り抜いたように溝を掘れるので、隙間無く管路を収められる!



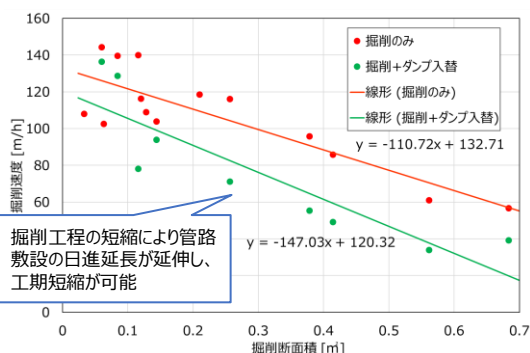
▲コンパクト断面設計でコスト縮減



狭い掘削溝は地上で接続して落とし込むことで施工可能

▲狭隘断面での落とし込み敷設

掘削断面に応じた掘削スピードを計算式で算出できるようにグラフを追加。施工計画立案や工期短縮効果の算定などに活用できます。



掘削工程の短縮により管路敷設の日進延長が延伸し、工期短縮が可能

▲設計断面寸法から掘削スピードを計算式で算出!

## 発注者向けの導入検討フローを新たに追加 NEW!

設計断面からの日進延長算出方法、工期短縮・コスト縮減算出方法などを紹介。導入検討の参考資料に!



▲トレンチャーに適した環境とは



▲発注・設計時の検討事項を見える化



お問い合わせ先

国立研究開発法人土木研究所 寒地土木研究所 寒地機械技術チーム  
〒062-8602 札幌市豊平区平岸1条3丁目1番34号  
TEL:011-590-4049 <https://kikai.ceri.go.jp>



国立研究開発法人 土木研究所  
寒地土木研究所

## 無電柱化事業の更なる推進の必要性

- 無電柱化事業は、防災・通行空間の安全性確保・良好な景観形成の観点で推進されている。
- 令和6年能登半島地震における道路啓開にあたり、電柱倒壊や倒木の電線接触の復旧による作業待ちが発生するなど、無電柱化の重要性が改めて認識され、更なる推進が求められている。

○ 令和6年能登半島地震における電柱及び無電柱区間の被災状況



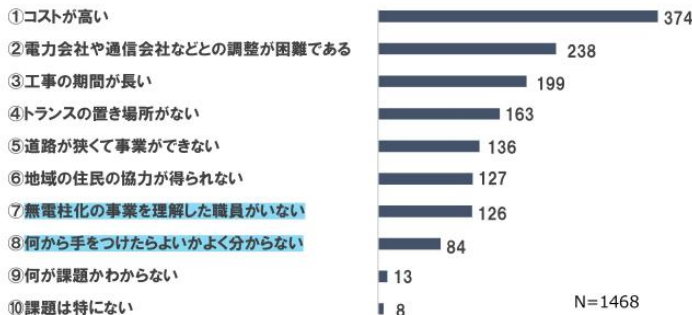
石川県輪島市 国道249号※ 石川県穴水町 県道303号※ (上) 輪島市県道1号(下) 穴水町県道1号

※出典：「令和5年度 第1回 無電柱化推進のあり方検討委員会」配付資料4

## 地方自治体における無電柱化事業の状況

- 無電柱化推進計画を策定している市区町村数は令和7年3月時点で**291自治体、約17%**。  
※出典：「令和7年度 第1回 無電柱化推進のあり方検討委員会」配付資料1
- 無電柱化に関する地方公共団体調査によると、実施にあたっての課題として「**無電柱化の事業を理解した職員がいない**」、「**何から手をついたらよいかよく分からない...**」との回答が見られる。

○ 自治体における無電柱化事業の実施にあたっての課題（複数回答可）



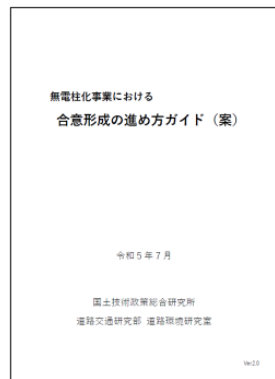
※出典：令和2年度 無電柱化に関する地方公共団体調査

## ➡ 無電柱化の更なる推進に向け、地方自治体における事業の実施強化が重要

## 無電柱化事業における合意形成の進め方ガイド(案)の更なる改訂に向けて

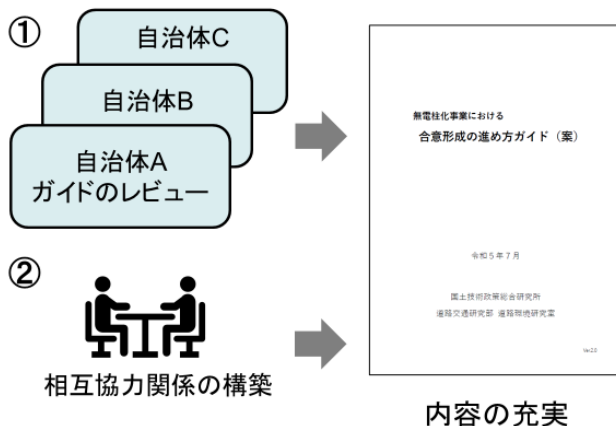
### 「無電柱化事業における合意形成の進め方ガイド(案)」

- 国土技術政策総合研究所において、無電柱化の経験がない、または豊富でない市区町村の担当者向けに、「**合意形成に関する参考図書**」として作成
- 令和4年4月1日に公表。令和5年7月18日に改訂
- 今後、地方自治体における無電柱化事業の実施フォローを強化するため、**更なる改訂を検討**



### 改訂イメージ

- ① 地方自治体に**ガイドのレビュー**をしていただき、内容の充実を図る
- ② 無電柱化事業を実施する地方自治体に対し、業務における課題のヒアリングや対応策の検討等、**相互協力関係を構築**。**課題や対応策を整理**し、内容の充実を図る



➡ **協力いただける地方自治体を随時募集しております！**

連絡先：国土技術政策総合研究所 道路環境研究室  
無電柱化担当  
Mail : nil-do-kan@gxb.mlit.go.jp



注)この資料は(一財)日本みち研究所の提言を掲載したものです。

## はじめに

○現在、法定第三期無電柱化推進計画策定の取組が始まっている。低コストで無電柱化を推進していくためには、無電柱化推進法の趣旨に基づき、以下の7点に留意する必要がある。

## 法律に基づく無電柱化の主体の明確化

- 無電柱化法5条では電線管理者の責務とされているにもかかわらず、現在の推進計画では多くの場合、道路管理者、地方自治体が主体となっている。
- 法律を遵守し、電線管理者が無電柱化の主体であることを明記することが重要である。電線共同溝はあくまで無電柱化を実現するための支援施策として位置づけるべき。

(関係事業者の責務)

**第五条 道路上の電柱又は電線の設置及び管理を行う事業者**(以下「関係事業者」という。)は、第二条の基本理念にのっとり、**電柱又は電線の道路上における設置の抑制及び道路上の電柱又は電線の撤去を行い、並びに国及び地方公共団体と連携して無電柱化の推進に資する技術の開発を行う責務を有する。**

## 占用制限制度の厳格な運用

- 無電柱化法12条前段規定に基づき平成30年3月に道路法省令が改正された。
- 道路事業や面整備との一体的に地中化工事が行われない場合には、その後は電柱・電線の設置は認められないはずであるが必ずしもそうになっていない。
- 運用の厳格化を図るべき。
- 電線・電柱は義務占用物件ではあるが無余地性は条件となっている。しかしながら占用許可更新時には審査されずに、ひいては道路上に電線・電柱を野放しにさせる結果となっている。
- 厳格な運用とそのための体制整備を図るべき。

(電柱又は電線の設置の抑制及び撤去)

**第十二条 関係事業者は、社会資本整備重点計画法、都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにするとともに、当該場合において、現に設置し及び管理する道路上の電柱又は電線の撤去を当該事業の実施と併せて行うことができるときは、当該電柱又は電線を撤去するものとする。**



## 既存電柱の撤去の推進: 占用制限

- 平成30年3月のあり方委員会において、既存電柱の占撤去については、10年程度の猶予を与えることで法的な問題はないとされたにもかかわらず、道路法37条の占用制限は課長通達により新設に限定している。
- 早急に既存電柱にも広げるべき。

### 既設電柱の撤去と損失補償のあり方

#### 既設電柱の撤去の猶予期間

既設電柱の撤去の猶予期間としては、

- ・ 電柱の占用期間が最大10年以内とされていること
- ・ 無電柱化の事業期間は、平均7年程度とされていることを踏まえ、10年間を設定することが適切ではないか。

既設電柱の撤去に係る電線管理者の損失補償について、10年の猶予期間を設けて更新を許可しない(地中での電線の占用は許可)場合には、原則として補償しないこととしても問題ないのではないか。(移設費が著しく高額なケースなど、「社会通念上の受忍義務の範囲を超える損失」については、個別具体的に補償を検討)

2019.3 無電柱化推進あり方委員会資料

### 無電柱化法第12条に基づく既設電柱の撤去

無電柱化法第12条後段に規定する電柱の撤去が可能ならば、当該電柱が撤去されるよう占用制限を活用すべきではないか。この場合の当該電柱の撤去に伴う電線管理者の損失補償については、10年の猶予期間を設けて更新を許可しないこととした上で、移設費が著しく高額なケースには当該しないものとして、補償しないこととしても問題ないのではないか。

○無電柱化の推進に関する法律(平成28年法律第112号)【抄】

(電柱又は電線の設置の抑制及び撤去)

**第十二条** 関係事業者は、社会資本整備重点計画法(平成十五年法律第二十号)第二条第二項第一号に掲げる事業(道路の維持に関するものを除く。)、都市計画法(昭和三十二年法律第百号)第四条第七項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにするとともに、当該場合において、現に設置し及び管理する道路上の電柱又は電線の撤去を当該事業の実施と併せて行うことができるときは、当該電柱又は電線を撤去するものとする。

## 既存電柱の撤去の推進: 同時整備

- 同あり方委員会において、無電柱化法12条後段規定を発動し道路整備・面開発にあたり既存電柱を撤去することは、10年の猶予期間を設けることで補償の必要はないとされている。
- 早急に12条後段規定の発動のための省令が改正を行うべき。

## 建設負担金の見直し

- 電線共同溝事業における電線管理者分の負担の考え方が現実的ではなく、極めて電線管理者側に配慮したもとなっている。
- 掘削及び埋戻し費用を1000万円/Kmとしているが、これは道路交通を全く考慮しない前提であり、現実的には数十倍に上ると想定。
- 現在は公共事業予算は大変厳しく、また電力会社はレベニューキャップ制度により負担金は費用に計上できることから、実態にあった負担とすべき。

### <建設負担金 算出例>

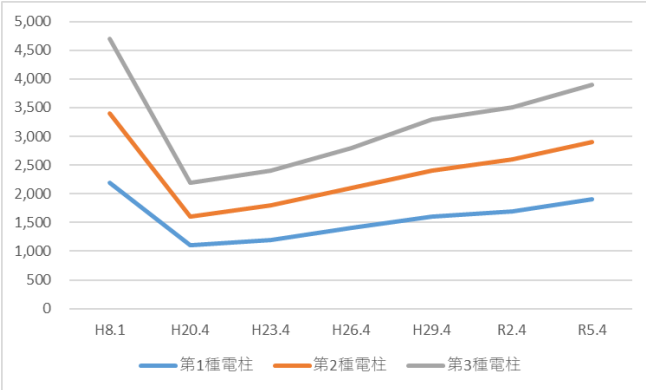
※出典:電線共同溝の整備等に関する特別措置法の解説(以下「解説」)

【算定条件】

- ・電線の埋設方式は、直接埋設方式(地下30cm程度の深さに埋設)とする。
- ・直接埋設方式のため、電線の耐用年数(約25年)ごとに掘削及び埋戻しを行うものとする。
- ・掘削及び埋戻し費用は、1,000万円/kmと仮定する。
- ・占用期間は45年(電線共同溝の耐用年数)と仮定する。
- ・現在価格に割り戻す際の年利率は、6.5%とする。

## 外部不経済効果の内部化: 占用料金の見直し

- 無電柱化は法律まで制定し国策として実施しているにもかかわらず、道路占用料がそうした施策に対応したものとはなっていない。
- 政策推進に適応した形で占用料金の見直しを実施すべき。



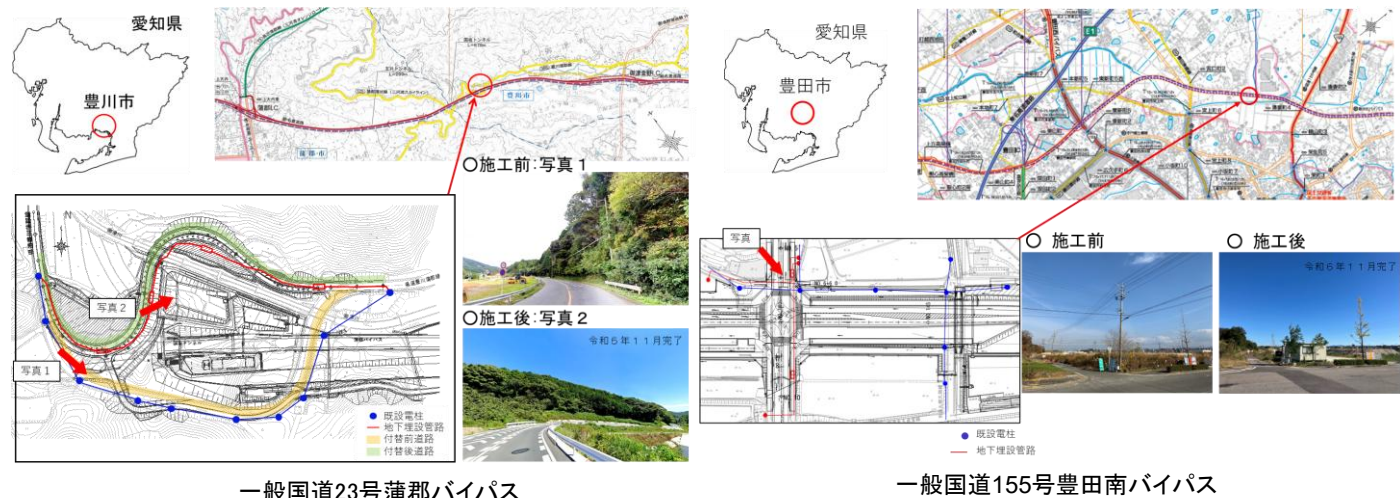
	H8.1	H20.4	H23.4	H26.4	H29.4	R2.4	R5.4
第1種電柱	2,200	1,100	1,200	1,400	1,600	1,700	1,900
第2種電柱	3,400	1,600	1,800	2,100	2,400	2,600	2,900
第3種電柱	4,700	2,200	2,400	2,800	3,300	3,500	3,900

## 外部経済効果の内部化: 電線管理者のインセンティブ

- レベニューキャップ制度により電力会社は無電柱化による費用は回収できることになったが、利益を生むものではないため、前向きに取り組む動機に乏しい。
- 外部経済効果に相当する部分はインセンティブと見なし費用として計上できないか。
- あわせて通信事業者においても無電柱化費用を料金として回収できるようにすべき。

## 事例紹介: 法律の趣旨を踏まえ、現場で工夫した無電柱化事業

- 道路事業が行われる場合に既存道路の付け替えが発生する。当該道路上の電柱は地中化されずに移設されることが多い。この要因として、電線管理者側は迅速に工事を進めたいこと、道路管理者側は法律に関する知識と経験不足から地中化に思いが至らないことが挙げられる。
- 下記の事例では、無電柱化法の趣旨を踏まえ、付け替え工事にあわせて地中化している。道路管理者が電線管理者に対して無電柱化法の趣旨を伝え粘り強く交渉した結果、既存電柱の移転補償にあたり電線管理者が地中化(単独地中化)を実施した。



一般国道23号蒲郡バイパス

一般国道155号豊田南バイパス



# 能登半島地震における電柱倒壊の影響

(出典)無電柱化推進のあり方検討委員会 (R7.6.16) 国土交通省道路局資料

- 能登半島地震では、約3,100本の電柱倒壊などにより道路閉塞が発生した一方、輪島市をはじめ8市町で無電柱化を実施した約20kmの区間では、発災直後から救助・復旧活動を行う車両通行が可能となった
- 電柱・電線撤去作業は、道路管理者(土木業者)では対応できないため、電線管理者の協力が不可欠であり、電線管理者の作業(感電防止措置、電線切断、電柱撤去など)待ちが発生。



石川県輪島市 国道249号



石川県輪島市 広域農道



石川県穴水町 県道303号



## 能登半島地震等での課題(重要インフラ施設の停電)

- 能登半島地震や奥能登豪雨では、法面崩壊や家屋倒壊のほか、電柱倒壊や電線の断線等により長期の停電が発生し、防災拠点、病院、上下水道、通信等の重要インフラ施設に大きな影響がでた。
- 無電柱化実施区間では、地震による液状化により地上機器の浮き上がり等の被害はあったが、電線の断線はなく通電は可能であり、効果を発揮した。

【無電柱化区間(珠洲市)】

(出典)無電柱化推進のあり方検討委員会 (R7.6.16) 国土交通省道路局資料



地震直後

【無電柱化未整備区間(輪島市)】



【令和6年奥能登豪雨への対応について】電源車からの仮設住宅への応急送電作業 (送配電網協議会より提供)

# 改正道路法に基づく道路啓開計画について

○ 今後策定する「道路啓開計画」では、緊急輸送道路の無電柱化や倒壊電柱の撤去訓練などについても反映する予定。

## 1. 能登半島地震を踏まえた災害対応の深化

令和7年4月9日成立、令和7年4月16日施行

### <初動対応の強化>

○ 円滑な緊急輸送確保に向け、**道路啓開計画を法定化**、実効性のある計画に基づいた**道路啓開を実施**（承認工事の特例の創設）

#### 背景・必要性

能登半島地震等を受けた「道路啓開」の重要性の認識

（人命救助、ライフラインの早期復旧、孤立集落への交通確保）

激甚化・頻発化する  
自然災害への対応強化 ↓ これまでの全国の  
啓開実績の反映

#### 改正概要

**道路啓開計画の策定** 及び **記載内容の明確化**

対象災害、啓開目標、対象路線・区間、啓開方法、資材・機械の備蓄・調達、訓練、情報の収集・伝達方法 等

→ **法定協議会**（道路管理者＋関係機関）を経て決定

※道路啓開：土砂・瓦礫等、自然災害に伴う道路上の障害物除去

STEP1 各役所（輪島市、能登町、珠洲市）までのアクセス  
STEP2 多数の孤立集落があるR249等の沿岸部へのアクセスを優先的に確保  
STEP3 R249等の沿岸部の孤立集落への啓開を実施



道路啓開の実効性の向上

#### ① 管理区分を超えた啓開作業



事前に協議した対象路線に対し、当該道路管理者以外の者が円滑に作業できるよう措置

#### ② 実践的な啓開訓練



多くの関係者の協力のもとで車両・ガレキ移動、倒壊電柱除却などの訓練を実施

#### ③ 定期的な計画見直し



策定後の災害対応の実績や、地域の災害想定の見直し等を踏まえて計画を見直し

（出典）無電柱化推進のあり方検討委員会（R7.6.16）国土交通省道路局資料

# 国土強靱化実施中期計画における無電柱化の取組み

令和7年6月6日閣議決定

40 【国土交通省・総務省・経済産業省】電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策 **国土強靱化**

対応課題：(1)国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理

概要：近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化しており、また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震等の大規模地震の発生が切迫している。このため、電柱倒壊による道路閉塞の影響が大きい市街地等の緊急輸送道路において、道路閉塞等の被害を防止する無電柱化整備を実施する。

#### 施策の目標・実施内容等

##### ◆施策の目標：

電柱倒壊による社会的影響が大きい市街地等の緊急輸送道路において、各省庁等が連携して無電柱化整備を実施することにより、電柱倒壊による道路閉塞を未然に防ぎ、大規模災害時の被害の軽減を図るとともに、救急救命・復旧活動に必要な交通機能を確保する。

##### <KPI・目標>

KPI・指標	現況	計画期間目標	将来目標
電柱倒壊のリスクがある市街地等の第一次緊急輸送道路(約10,000km) <sup>※</sup> における無電柱化整備完了率	54% (R5)	61% (R12)	100% (R61)

※対策実施の優先度の観点から、市街地等の緊急輸送道路約20,000kmから市街地等の第一次緊急輸送道路に絞り込み

##### ◆実施主体：

・国/都道府県/市区町村/電線管理者

#### 対策実施例

##### 【電柱倒壊事例】



【令和4年12月 暴風雪による電柱倒壊状況】  
（北海道幕別町）



【令和6年1月 能登半島地震による電柱倒壊状況】  
（石川県輪島市）

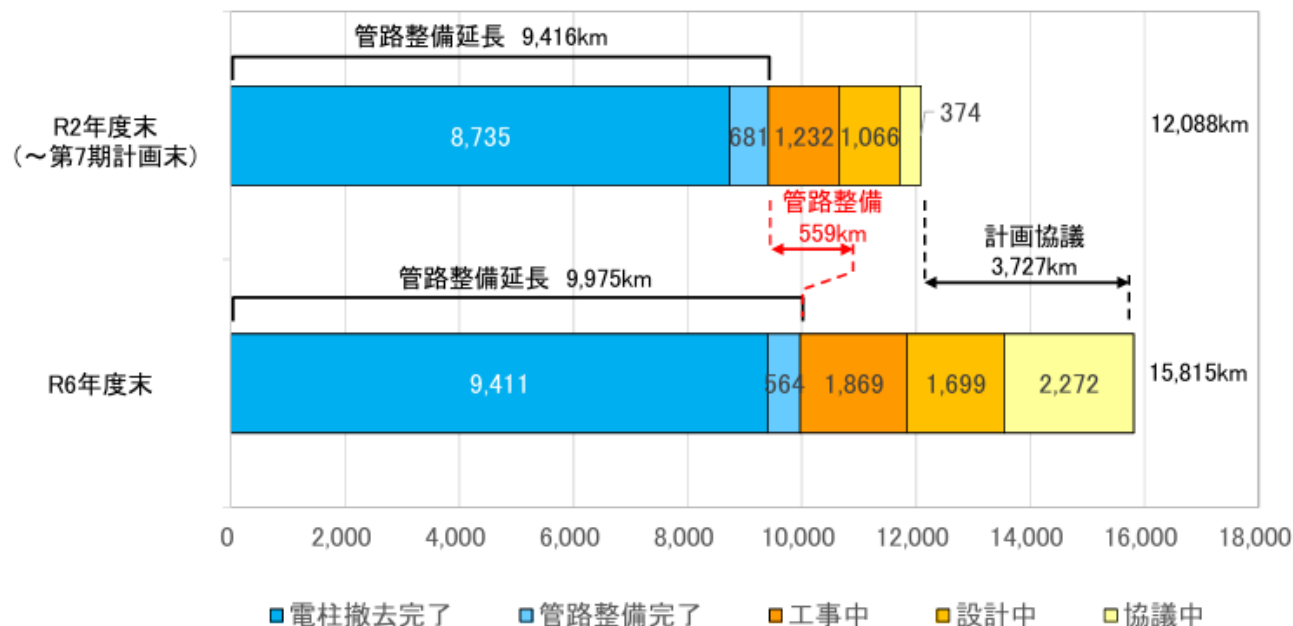
##### 【無電柱化実施事例】



千歳鎌ヶ谷松戸線(第1次緊急輸送道路)

# 無電柱化の進捗状況

- 令和6年度末までに、約1万kmの管路整備が完了。
- 現行計画の期間内(R3～R7)では令和6年度末までの4年間で約559kmの管路整備が完了したほか、約3,700kmで計画協議に着手済み。



(出典)無電柱化推進のあり方検討委員会 (R7.6.16)国土交通省道路局資料

## 第8期推進計画の指標の進捗状況

- 現行計画では進捗状況を確認する指標として、「防災」、「安全・円滑交通確保」、「景観形成・観光振興」について、工事着手ベースで目標を設定。

分類	対象	母数	指標		
			初期値 (R1年度末)	R6年度 (実績)	目標値 (R7年度末)
防災	電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化着手率	19,380km	約38% (7,380km)	約47% (9,064km)	約52% (10,060km)
安全	特定道路における無電柱化着手率	4,447km	約31% (1,398km)	約33% (1,482km)	約38% (1,698km)
景観・観光	世界文化遺産周辺の無電柱化着手地区数	89地区	37地区	44地区	46地区
	重要伝統的建造物群保存地区の無電柱化着手地区数	123地区	56地区	60地区	67地区
	歴史まちづくり法重点地区の無電柱化着手地区数	121地区	46地区	54地区	58地区

(出典)無電柱化推進のあり方検討委員会 (R7.6.16)国土交通省道路局資料

## 次期推進計画に向けた主な課題（たたき台）2-1

（出典）無電柱化推進のあり方検討委員会（R7.6.16）国土交通省道路局資料

項目	主な課題
1. 整備目標について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 現行計画の目標は工事着手延長で設定しているため、工事の早期完了よりも事業化に向けた調整に重点がおかれる傾向にあり、<u>事業箇所数が増え、予算・人員などのリソースが分散化した結果、整備延長のペースが低下するとともに、離散的な整備により纏まった効果が得られにくい。</u></li> <li>② レベニューキャップ制度による無電柱化について、各電力会社が計画（令和5～9年度）を作成したが、<u>整備目標など、国が定める推進計画（令和3～7年度）と、どの程度整合性を求めているかが課題。</u></li> </ul>
2. 無電柱化を重点的に進める道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 防災 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 気候変動に伴う災害の頻発化・激甚化や切迫する巨大地震等に対応した、<u>緊急輸送道路の無電柱化の加速化。</u></li> <li>● 改正法に基づく道路啓開の枠組みを踏まえ、<u>道路啓開の観点からの無電柱化整備の優先順位の具体化。</u></li> </ul> </li> <li>② 安全・円滑な交通確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>● バリアフリー法に基づく特定道路や通学路等の安全確保に電柱が支障となる箇所でも、<u>幅員が狭い道路では埋設空間が確保できず無電柱化が進まない。</u></li> </ul> </li> <li>③ 景観形成・観光振興 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方公共団体の景観や観光に関する計画において、<u>無電柱化が位置づけられていない場合もある。</u></li> </ul> </li> </ul>

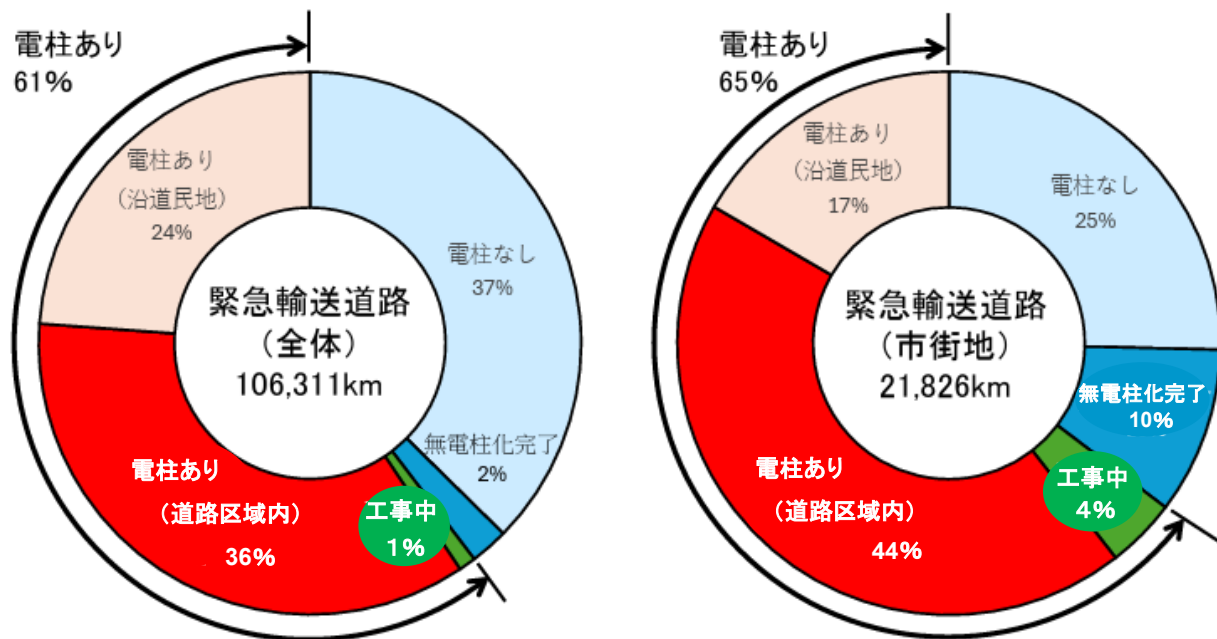
## 次期推進計画に向けた主な課題（たたき台）2-2

（出典）無電柱化推進のあり方検討委員会（R7.6.16）国土交通省道路局資料

項目	主な課題
3. コスト縮減の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 浅層埋設方式、小型ボックス、常設作業帯の活用など<u>コスト縮減策の現場への適用が徹底されていない。</u></li> <li>② 更なるコスト縮減に向けた、<u>地上配線、側溝配線など簡易構造の現場での導入を進めていく必要がある。</u></li> </ul>
4. 事業のスピードアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 設計、施工一括発注する包括委託方式について、<u>周知不足や手続きがわからないなどの理由から、地方公共団体における普及が進んでいない。</u></li> <li>② 管路整備が完了したあとに様々な要因から、<u>電柱撤去が大幅に遅れ、占用を継続している地域がある。</u></li> </ul>
5. 占用制限の的確な運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 緊急輸送道路では、<u>新設電柱の占用制限が進捗した一方で、既設電柱の占用制限や沿道区域指定が進んでいない。</u></li> <li>② 緊急輸送道路以外の、<u>バリアフリー法に基づく特定道路や通学路、避難路等では新設電柱の占用制限が進んでいない。</u></li> <li>③ <u>道路事業や市街地開発事業等の同時整備における道路上の新設電柱の設置禁止が徹底されていない。</u></li> </ul>
6. 財政措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>電線管理者の建設負担金の算定方法が、近年の資材価格の上昇や電線管理者の地中化の施工実態と合っていない。</u></li> </ul>

# 緊急輸送道路における無電柱化の状況

○ 緊急輸送道路を中心に無電柱化を進めているが、全体で約61%、市街地で約65%の区間で電柱が立地しており、工事中区間は市街地においても4%に過ぎない。



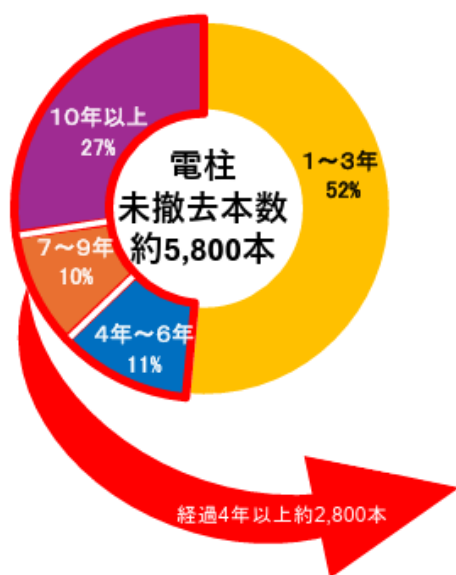
(出典) 無電柱化推進のあり方検討委員会 (R7.6.16) 国土交通省道路局資料

# 管路整備後の電柱未撤収の状況

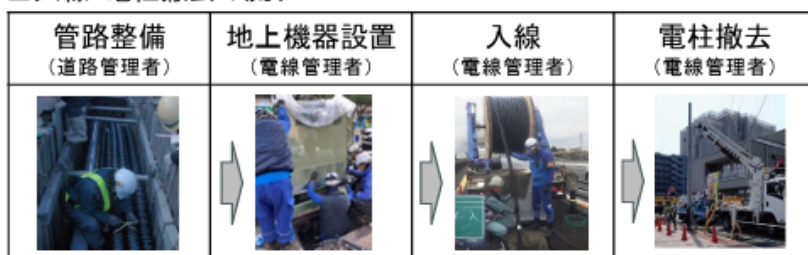
○ 道路管理者が管路整備後、電線管理者により入線・電柱撤去作業を実施するが、関係者間の調整、合意形成が難航しており、電柱撤去までに時間を要する事例がある。

○ 道路管理者・電線管理者が協力し、早期の電柱撤去を進めるとともに、電柱撤去の迅速化に向けた取り組みが必要。

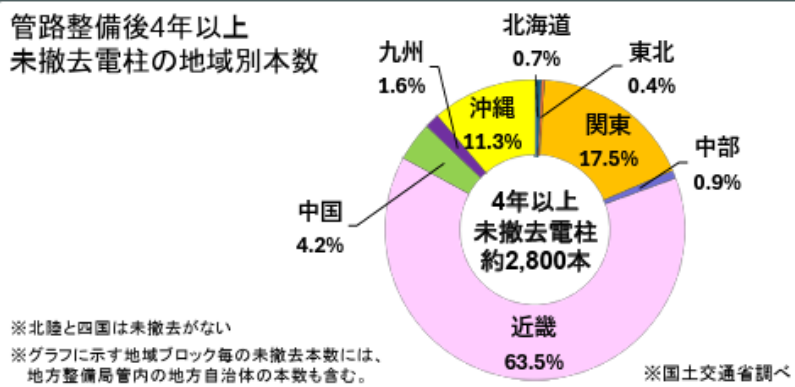
■ 電柱未撤去の経過年数 (R6年度末時点)



■ 入線・電柱撤去の流れ



管路整備後4年以上未撤去電柱の地域別本数



(出典) 無電柱化推進のあり方検討委員会 (R7.6.16) 国土交通省道路局資料

# 事業のスピードアップ（包括委託の実施状況）

- 事業のスピードアップや民間の技術力の活用を図るため設計から施工までを一体的に発注する包括委託方式やPFI方式の活用を推進。
- R6年度まで、包括委託方式188件を契約。また、包括委託を活用しやすくするためR7年度より国庫債務負担行為の年限を3か年から5か年に拡大。

## ＜包括委託方式＞

- 設計・施工や関係者調整等を一体的に実施する包括委託等による事業のスピードアップを目指す

### 従来の調整方法



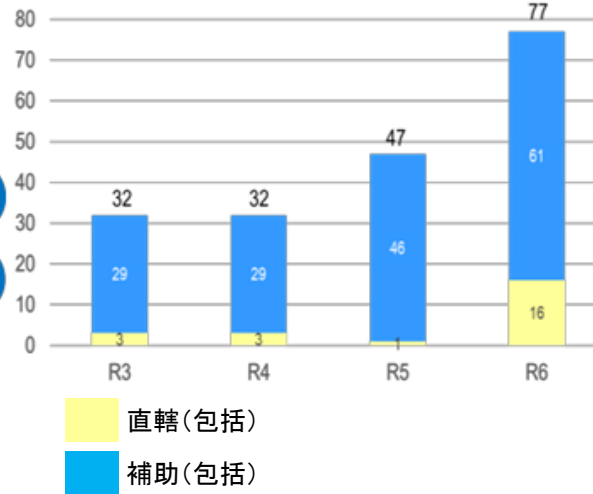
道路管理者が中心となり関係調整を行いながら事業実施

### 新たな調整方法



技術力のある電線管理者等に関係者調整を含め一体的に委託

包括委託等 工事件数の推移



(出典)無電柱化推進のあり方検討委員会 (R7.6.16)国土交通省道路局資料

# スピードアップ（多様な発注方式）の取組み

方式	役割分担(案)	特徴
従来方式	官 設計協議(沿道、電線管理者、占有者)、 移設補償、工事監理、各種調整、維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計から工事迄各段階で民へ委託</li> <li>・各段階での協議や調整などを全て官側で実施</li> </ul>
	民 詳細設計 コンサル 移設工事 占有者 本体工事 施工業者 引込管工事 電力・NTT 抜柱	
包括発注方式	官 包括委託の契約 移設補償、維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計、工事、事業調整を包括して民へ委託</li> <li>・本体工事着手後の試掘、修正設計、占有事業者調整等の事業期間を短縮</li> <li>・既存ストック活用方式は協定に基づく委託</li> </ul>
	民 設計協議(沿道、電線管理者、占有者)、 工事監理、各種調整 詳細設計 移設調整 本体工事 引込管工事 移設工事 管理者 抜柱 電力・NTT	
PFI方式	官 PFI事業の契約 移設補償	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計、工事、事業調整、維持管理までを包括して民へ委託</li> <li>・年度毎に分割していた工事をまとめて発注し、工事毎の契約期間を省略し、事業期間を短縮</li> <li>・適切な割賦期間を設定</li> <li>・既存ストック活用方式以外にも拡大</li> </ul>
	民 設計協議(沿道、電線管理者、占有者)、 工事監理、各種調整 詳細設計 移設調整 本体工事 引込管工事 移設工事 管理者 維持管理 抜柱 電力・NTT	

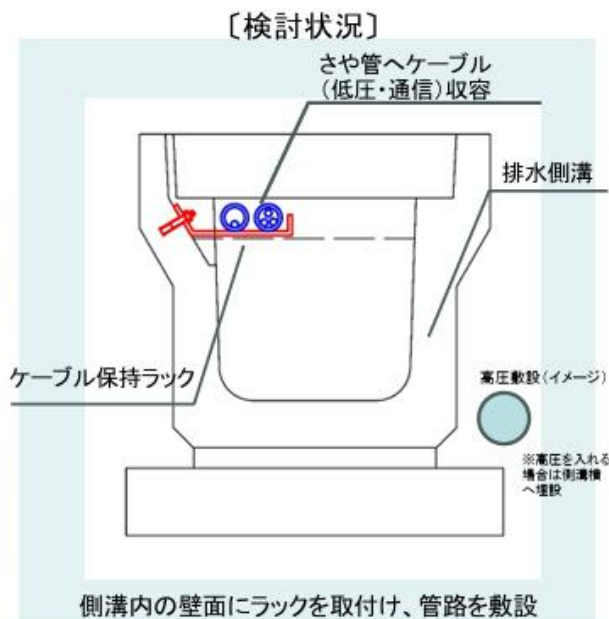
(出典)無電柱化推進のあり方検討委員会 (R7.6.16)国土交通省道路局資料



# 新たなコスト縮減の取組み（排水側溝活用）

- 排水側溝を活用した無電柱化について、全国でモデル地区を10地区選定。（令和6年度）
- 今後、設計が整ったところから順次、工事着手を行う予定であり、令和7年度は2地区で工事着手予定。

《モデル地区 新潟県十日町市》※令和7年度工事着手予定



（出典）無電柱化推進のあり方検討委員会（R7.6.16）国土交通省道路局資料



## 排水側溝と小型ボックスの違い

- 排水側溝と小型ボックスは形状が似通っているが、目的と細部構造が異なる
- 排水側溝を活用する場合、電力や通信を各戸へ供給するため取出し口が必要であり、取出し口の高さは通水断面以上にする必要がある

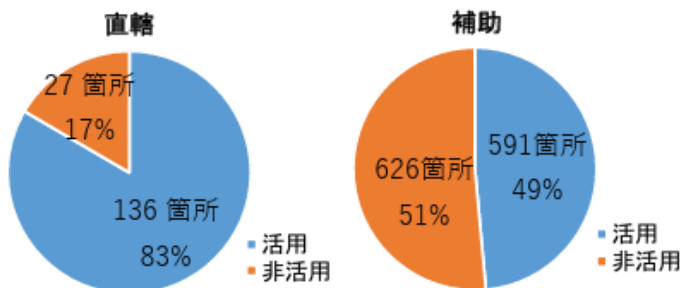
名称	排水側溝	小型ボックス(電線共同溝)
ポンチ絵構造図	<p>漏水しない</p> <p>漏水する</p> <p>高圧電力</p>	<p>点検口 (MANHOLE)</p> <p>ふた</p> <p>舗装</p> <p>ケーブル</p> <p>引出し継手部材</p> <p>接続プレート</p> <p>ノックアウト</p> <p>排水孔</p> <p>← 取出し口(ノックアウト) ※孔を開けやすいよう、薄く作っている</p> <p>高圧電力</p>
目的	道路の路面排水	電力・通信ケーブルの収容空間
特徴等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計上、通水断面に2割余裕あり（＝ケーブル収容空間として今後検討）</li> <li>・排水勾配により雨水を自然流下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各戸宅への電力・通信の供給のため、取出し口（ノックアウト）を設置</li> <li>・本体底に水抜き孔を設置</li> </ul>

# コスト削減技術の活用状況

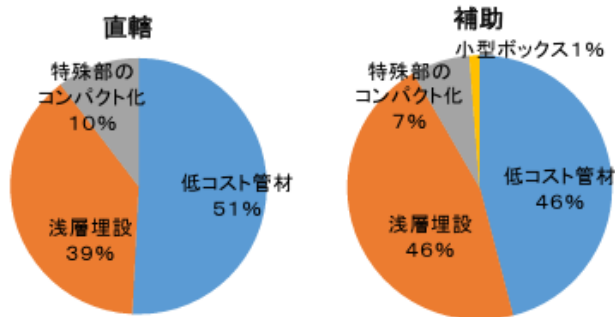
- 令和2年度以降の新規事業着手した1,380箇所を対象にコスト削減技術の活用状況を調査。
- 直轄事業は83%、補助事業は49%でコスト削減技術を活用。浅層埋設、低コスト管路材の活用事例が多く、概ね1割程度のコスト削減となっている事例が多い。

※国土交通省調べ

## 【新規事業化時のコスト削減技術の活用状況】



## 【活用されたコスト削減技術の内訳】

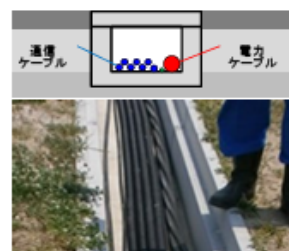
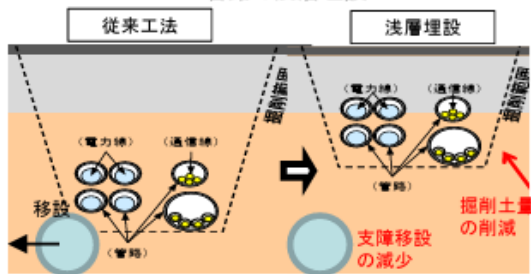


## 【コスト削減技術】

### 《管路の浅層埋設》

### 《低コスト管材》

### 《小型ボックス活用埋設》



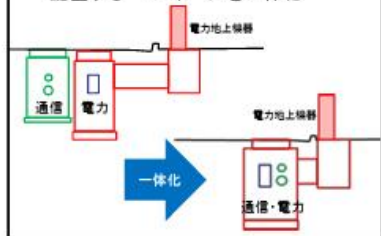
(出典)無電柱化推進のあり方検討委員会 (R7.6.16)国土交通省道路局資料

# 無電柱化コスト削減の手引きの策定

- 低コスト技術の現場での適用を一層推進していくため、最新の技術・工法をとりまとめた「無電柱化コスト削減の手引き(令和6年3月)」を策定し、道路管理者へ周知。

### 特殊部の共有化・コンパクト化

- 特殊部において、電力・通信が個別に配置するマンホールを一体化



### トレンチャーの活用

- 一定の深さと幅で連続掘削が可能



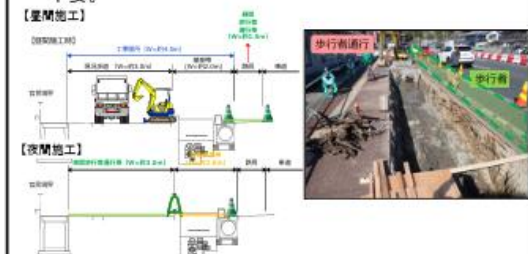
### 地中探査技術の活用

- レーダー地中探査により地下埋設物を可視化し、施工時の手戻り等を防ぐ



### 昼間施工・常設作業帯

- 夜間に比べ日当たり施工量が大きく、掘削箇所の日々復旧も不要。



### 迂回配線・屋側配線

- 無電柱化する道路から迂回させて配線
- 電線類を軒下・壁面に設置



(出典)無電柱化推進のあり方検討委員会 (R7.6.16)国土交通省道路局資料

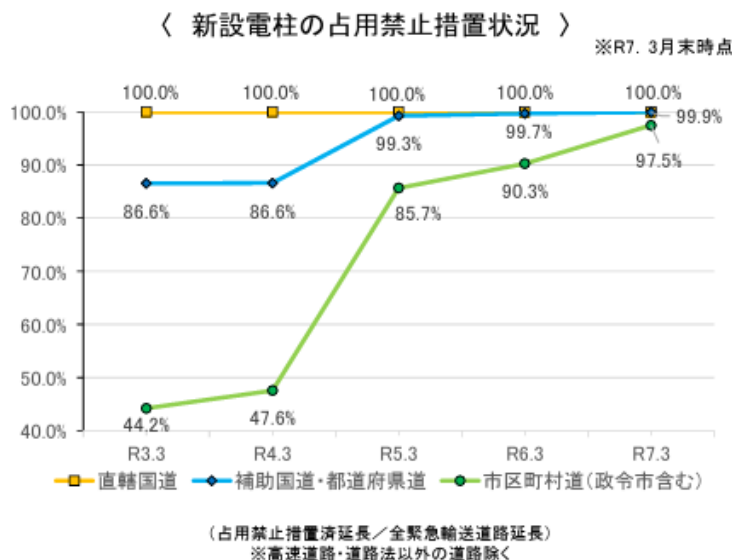
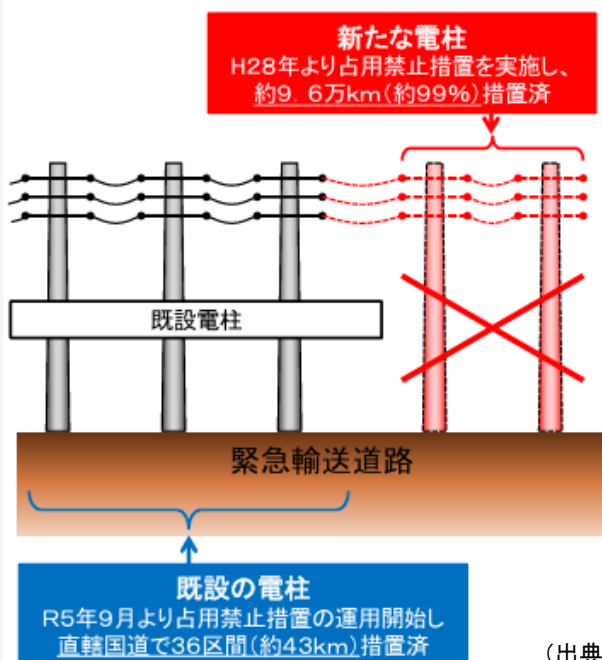
# 電柱占用制限の取組み(実施状況)①

対象	新設電柱	既設電柱
道路区域内の電柱 (無電柱化法第11条) (道路法第37条)	<p><b>防災</b></p> <p><b>運用通達(H28.4~)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路</li> </ul> <p><b>運用指針(H31.4~)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難路など防災上重要な道路等</li> </ul> <p><b>安全・円滑</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>路側帯からはみ出した歩行者と車両の接触の恐れが頻繁に生じている道路等</li> <li>道路構造令の幅員未滿の幹線道路(幅員7m未滿かつ500台/日以上)</li> <li>バリアフリー基準(有効幅員2m*)未滿の福祉施設周辺、通学路等</li> <li>*歩行者の交通量が多い道路は3.5m</li> </ul>	<p><b>防災</b></p> <p><b>運用通達(R5.6~)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路(優先度の高い区間から順次導入)</li> </ul>
新築・改築等を行う道路 (電線共同溝を同時に整備) (無電柱化法第12条)	<p><b>省令改正(H31.4~)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路事業</li> <li>市街地開発事業</li> <li>開発許可を受けて行う事業等</li> </ul>	<p>左記事業の実施と併せて行うことができるときは、既設電柱又は電線を撤去。</p>
道路区域外の電柱 (道路法第44条)	<p><b>運用通達(R3.9~)</b></p> <p><b>防災</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>沿道民地からの工作物等の倒壊による道路閉塞を防止するため、沿道区域届出勧告制度の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>更新又は移設により道路閉塞のリスクが増大する場合のみ</li> </ul>

(出典)無電柱化推進のあり方検討委員会 (R7.6.16)国土交通省道路局資料

# 電柱占用制限の取組み②

- 「新設電柱の占用制限」は、緊急輸送道路全体の99%で実施済。令和7年度に残り約350kmを指定し100%となる見込み。(H28年度から開始)
- 「既設電柱の占用制限」は、高速道路のインターチェンジから広域防災拠点等の区間を中心に実施し、36区間、約43kmを指定済。令和7年度に新たに7区間、約8kmを指定予定。(R5年度から開始)

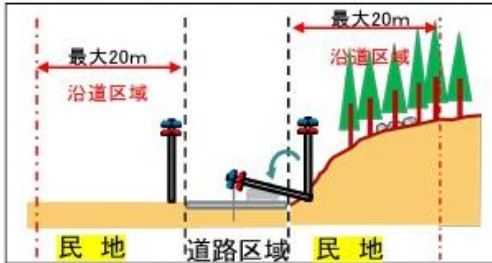


(出典)無電柱化推進のあり方検討委員会 (R7.6.16)国土交通省道路局資料

# 電柱占用制限の取組み(沿道区域の届出勧告制度) ③

- 沿道民地に新たに設置される電柱等に対して届出等を求め、必要に応じて是正勧告ができる沿道区域・届出勧告制度をR3年度に創設。
- 高速道路のインターチェンジから広域防災拠点などの区間について、順次指定を進めており、12区間(約29km)を指定済。令和7年度に新たに37区間、約165kmを指定予定。

【沿道区域・届出対象区域のイメージ】



※ 届出対象区域は沿道区域の中で設定



【導入事例(中部地方整備局 岐阜国道事務所)】

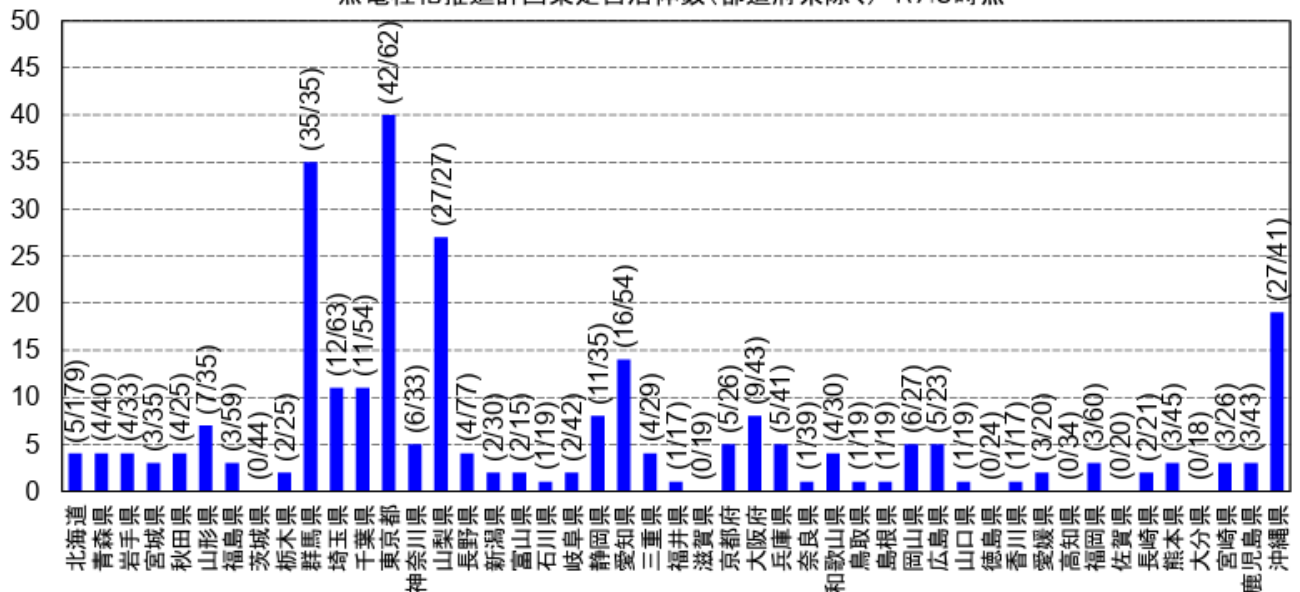


(出典)無電柱化推進のあり方検討委員会 (R7.6.16)国土交通省道路局資料

## 地方版 無電柱化推進計画の策定状況

- 47都道府県は、全て無電柱化推進計画を策定済み。
- 291市区町村で、無電柱化推進計画を策定済み。
- R2年度末の94市区町村(都道府県は策定済)からR6年度までに197市区町村が新たに策定。

無電柱化推進計画策定自治体数(都道府県除く) R7.3時点



(出典)無電柱化推進のあり方検討委員会 (R7.6.16)国土交通省道路局資料

# 観光地域における無電柱化の支援施策

- 観光による地域振興に向けた無電柱化を推進するため、電線管理者の無電柱化を支援。
- 具体的には、国際観光旅客税を財源に観光地における電線共同溝の電線管理者負担分や、電線管理者が実施する単独地中化の費用を国と地方公共団体が補助。

## ＜＜補助内容＞＞

- 単独地中化方式(屋側・迂回配線含む)、共同管路方式により無電柱化に要する経費
- 無電柱化に併せて電線管理者が行う情報提供設備や道路の美装化等、観光まちづくりに資すると認められる費用(※)
- (※)地上機器へのWi-Fi設備による観光情報の提供、地上機器を活用した観光案内(地図など)の明示、無電柱化後の歩道復旧の際に周辺の道路に調査した舗装の美装化、無電柱化と併せて、道路照明等の美装化や街路樹を整備

## ＜＜活用イメージ＞＞

富士山(静岡県富士市)



出雲大社神門通り(島根県出雲市)



十和田湖(秋田県小坂町)



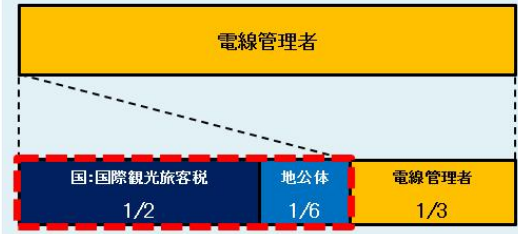
国際通り(沖縄県那覇市)



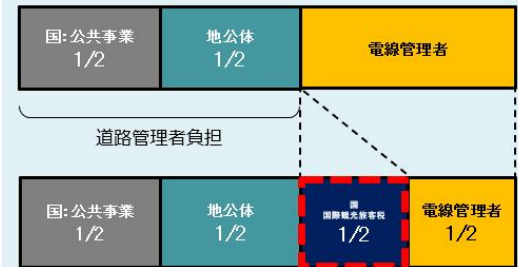
## ＜＜補助割合＞＞

電線管理者への補助

### ■ 単独地中化方式(継続)



### ■ 共同管路方式



(出典)無電柱化推進のあり方検討委員会 (R7.6.16)国土交通省道路局資料

# 無電柱化の財政支援措置等(近年の制度創設分)

- 無電柱化の推進に向けて、緊急輸送道路をはじめとした個別補助制度による重点的な支援のほか、市街地開発事業等に際して行われる無電柱化についても、各種補助制度により支援。
- 電線管理者に対して、観光地を対象に単独地中化等の無電柱化を支援。

## 地方公共団体

道路整備

R2~

無電柱化推進計画事業補助

1/2自治体負担

市街地開発等

R4~

無電柱化まちづくり促進事業\*

(自治体施行)  
1/2自治体負担  
(民間等施行)  
1/3~2/5自治体負担

## 民間等

市街地開発等

R4~

無電柱化まちづくり促進事業\*

(民間等施行)  
1/3~1/5民間等負担

※その他、「都市再生整備計画事業等」において無電柱化の同時整備を支援

## 電線管理者

R2~

無電柱化に伴う占用料の減額措置

(単独地中化)  
徴収しない  
(電線共同溝)  
電線:政令額の8/10

R5~

レベニューキャップ制度

※電力会社のみ

## 《観光地》

単独地中化

R1~

国際観光旅客税

1/3電線管理者負担

電線共同溝

R6~

国際観光旅客税

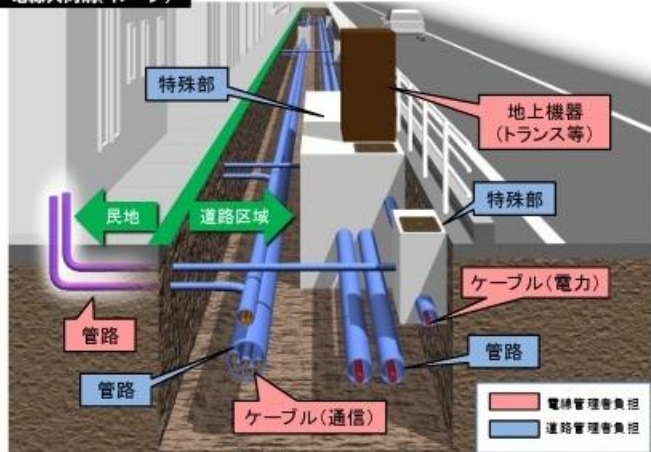
1/2電線管理者負担

(出典)無電柱化推進のあり方検討委員会 (R7.6.16)国土交通省道路局資料

# 建設負担金の標準単価の適正化

- 建設負担金は、電線共同溝の建設によって支出を免れることとなる電線管理者の費用を勘案して算出。
- 近年の資材価格等や低コスト技術の導入状況も踏まえ、建設負担金の標準単価の適正化を行うための検討を進める必要。

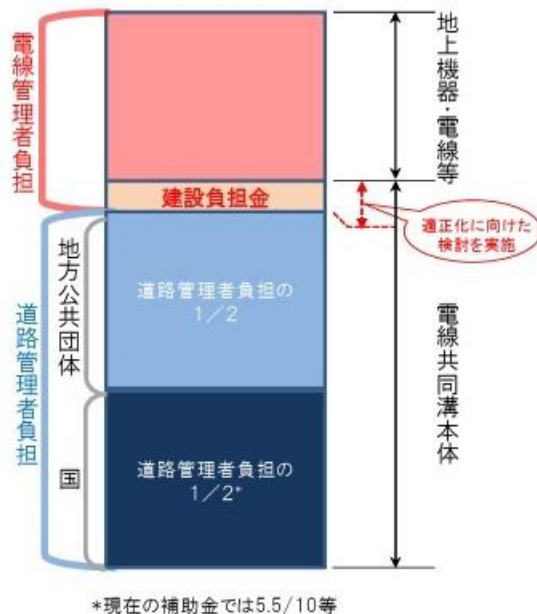
電線共同溝(イメージ)



参考: 標準的な電線共同溝における電線管理者別建設負担金の負担額

電力(9条) = 686(千円/km・条) × 9 = 6,170千円/km  
 NTT(4条) = 686(千円/km・条) × 4 = 2,744千円/km  
 計8,914千円/km

【費用負担割合】



(出典)無電柱化推進のあり方検討委員会 (R7.6.16)国土交通省道路局資料

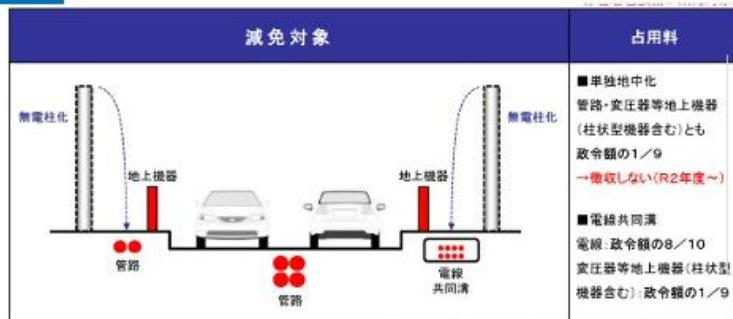
# 固定資産税・占用料の減額措置

- 電力事業者や通信事業者等が、無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の軽減措置の期限を令和6年度から令和9年度に延長。
- 地中に埋設した電線類や地上機器等について、占用料の減額ができることを規定。直轄国道においては令和2年度から単独地中化に係る占用料は徴収しないことを規定。(※地方道においては、占用料の減額を各道路管理者が取り決め。)

## 固定資産税の減額



## 占用料の減額



【参考】電線共同溝における占用料減額導入自治体数(R4年度~R6年度)



(注) 管路・変圧器・変圧器等地上機器の設置時期にかかわらず減免措置を多施

(出典)無電柱化推進のあり方検討委員会 (R7.6.16)国土交通省道路局資料

# 新設電柱（NTT柱）の調査結果

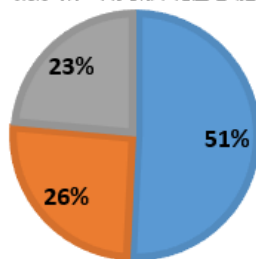
- 令和5年度の電柱数は、**約▲1万本（減少数は前年度比+4.2%）**。
  - ・ 新設電柱は令和4年度と比較し、**約1万7千本減少（▲16%）**。
  - ・ 支障移転等の機会に合わせて電柱数が減少。
- 新設電柱のうち、**約5割が個別ないし数戸の住宅・施設への供給を目的とするもの。民地が7割弱を占める。**  
撤去電柱のうち**7割強が民地**。

	新設			撤去 支障移転等	合計 減
	合計	開通申込	支障移転等		
令和4年度	106,668	22,126	84,542	114,093	▲7,425
令和5年度	89,505	18,494	71,011	100,103	▲10,598

※出典:NTT

## 申込要因

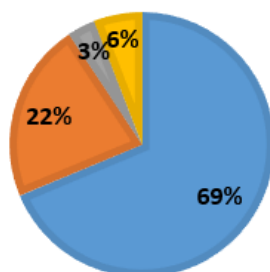
- 個別から数戸の住宅・施設
- 一定規模の住宅建設等
- 既存のルートから離れた住宅・施設



【新設】

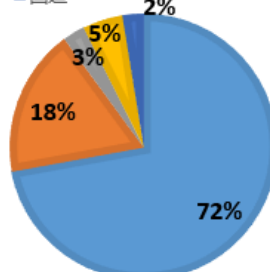
## 公用地/民地

- 民地
- 官地(道路外)
- 都道府県道
- 市町村道



【新設】

- 民地
- 官地(道路外)
- 都道府県道
- 市町村道
- 国道



【撤去】

※出典:総務省委託調査  
(受託:NTTインフラネット)

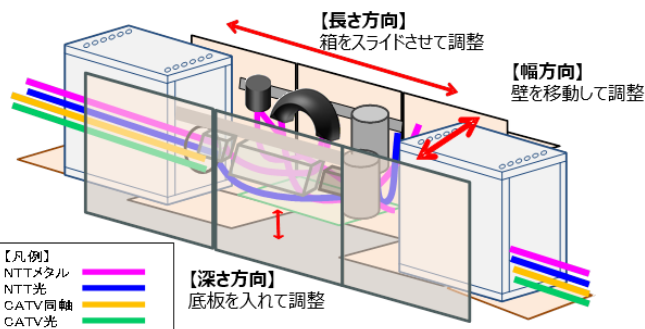
# 低コスト化に向けた取組み（特殊部コンパクト化）

- 特殊部について、コンパクト化に向けた取組を推進。
- R5年度は通信（NTT）単独のコンパクト化、**R6年度はCATV設備を含めた通信全体の設備のコンパクト化を検証。**
- 最小構成の場合、**通信接続枱は▲18.5%、通信Ⅱ型特殊部は▲50.9%のコンパクト化が可能。**

## 検証概要・検証結果

### 検証概要

NTT・CATV設備を設置し必要スペースを検証



### 検証結果

通信最小構成での必要寸法の目安

単位：mm

		長さ	幅	深さ	現行体積より
単独事業者 (通信接続枱)	現行	2000	500	1050	
	コンパクト化	1,800以上	500以上	950以上	▲18.5%
2社共用 (通信Ⅱ型)	現行	2,200	1,500	950	
	コンパクト化	1,800以上	900以上	950以上	▲50.9%

### 通信接続枱



地上での接続作業

### 通信Ⅱ型特殊部



構内での接続作業

※出典：NTT



# 具体的な路線での地上配線の設計検討

令和6年度の委託調査事業において、青森県の山道、東京都の離島、大分県の道路擁壁部での地上配線の具体的な設計調査を実施。

一般送配電事業者各社が速やかに事業展開できるよう、調査において、代表的な事例の設計・施工上の具体的な課題を抽出し、解決法を検討。令和7年度に5か所での事業開始を予定。

<青森県山道>



<東京都離島>



<大分県擁壁部>



出典：令和6年度資源エネルギー庁委託調査事業



## 地上配線による工期及びコストの削減効果

委託事業による調査の結果、強化可とう電線保護管の使用や管路の固定力を強化するために材料費が上昇する場合もあるものの、従来の無電柱化と比較して**施工日数は最大で66%削減**できる見込みであり、**総合的なコストについては最大で78%削減**できる見込みで、全ての地点において、施工日数と総合的なコストが削減できる見込みが示された。

<コスト比較※1（地中電線路を100%として比較）>

施設場所等	青森県山道（道路沿い）		青森県山道（既設電線路沿い）		東京都離島（登山道沿い）		大分県（擁壁上部）	
	地中電線路	地上電線路	地中電線路	地上電線路	地中電線路	地上電線路	地中電線路	地上電線路
施工日数	100%	34%	100%	50%	100%	53%	100%	75%
材料費	100%	129%	100%	79%	100%	225%	100%	101%
処分費	100%	49%	100%	3%	100%	16%	100%	11%
機械損料	100%	28%	100%	27%	100%	63%	100%	84%
労務費	100%	33%	100%	50%	100%	24%	100%	70%
本復旧費	100%	0%	100%	0%	100%	0%	100%	0%
総合コスト評価	100%	43%	100%	50%	100%	80%	100%	22%

※1 直接工事費のみの比較であり、設計費、現場調査費、間接費等の経費など地中電線路でも同様に必要となる費用は含んでいない。

出典：令和6年度資源エネルギー庁委託調査事業

- 面整備事業における無電柱化を進めるため、地方公共団体や民間事業者等の実務担当者向けに、関係者間の円滑な合意形成及びコスト縮減等について参考となるガイドラインを作成
- 今後も、関係者間の円滑な合意形成・無電柱化のコスト縮減方策などについて**参考となる事例等を追加するなど、ガイドラインの更なる改訂を実施する**とともに、面整備事業等の実務担当者への**共有や横展開**を図っていく

	市街地開発事業における 無電柱化推進のためのガイドライン	開発事業における 無電柱化推進のためのガイドライン
対象事業	土地区画整理事業、市街地再開発事業 等	開発事業 (都市計画法に基づく開発許可を受けた開発行為)
対象者	地方公共団体職員 等	地方公共団体職員、開発事業者、電線管理者
作成・改訂 経緯	令和4年5月作成 令和5年6月改訂(事例集の追加) 令和6年9月改訂(コスト縮減方策に関する記載の充実) 令和7年7月改訂(コスト縮減・合意形成に関する記載の充実)	令和5年5月作成 令和6年9月改訂(無電柱化実施事業の事例拡充) 令和7年6月改訂(コスト縮減方策、無電柱化実施時のポイント、 施工事例、自治体における制度面の取組事例等の拡充)
ガイドライン のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者間の円滑な合意形成</li> <li>・無電柱化のコスト縮減方策</li> </ul> 等をとりまとめ、無電柱化に関する取り組みを支援	
掲載内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無電柱化の基礎情報・法令や関係通知・支援制度</li> <li>・無電柱化の実績と課題、留意点</li> <li>・無電柱化費用のケーススタディ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者間の合意形成における留意点</li> <li>・事例地区の紹介</li> </ul>
今後の改訂 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者間の円滑な合意形成、無電柱化のコスト縮減方策など、参考となる事例・情報の共有・横展開を図る</li> <li>・効率的な事業手法に関する記載の充実を図る</li> </ul>	

※ガイドラインは国土交通省HPに掲載しております。

市街地開発事業における無電柱化推進のためのガイドライン

<https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/content/001899416.pdf>

開発事業における無電柱化推進のためのガイドライン

[https://www.mlit.go.jp/toshi/city\\_plan/content/001611894.pdf](https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001611894.pdf)

## (事例紹介)川津場地区田園型居住地創出拠点(1)

### 1 事業概要

- 所在地 千葉県山武郡芝山町岩山 2301 番 1 他 20 筆 (出典) 国土交通省都市局資料
- 都市計画 市街化区域 第一種住居地域 (建蔽率 60%、容積率 200%)
- 事業期間 令和 2 (2020) 年 10 月～令和 7 (2025) 年 12 月竣工 (予定)
- 開発事業者 山万株式会社
- 電線管理者 東京電力パワーグリッド株式会社、NTT 東日本株式会社
- 開発用途 住宅系
- 戸数 戸建：110 戸
- 開発道路
  - 開発道路① 道路延長：908m 道路幅員：6.0m 歩道なし
  - 開発道路② 道路延長：46m 道路幅員：9.0m 歩道幅員：3.0m
  - 開発道路③ 道路延長：156m 道路幅員：3.0m 歩道なし
- 開発面積 39,886 ㎡
- 開発許可権者 千葉県

開発事業地整備イメージ



土地利用計画図



# (事例紹介)川津場地区田園型居住地創出拠点(2)

## 2 無電柱化の概要

●整備方式	要請者負担方式	●無電柱化工法	管路直接埋設工法
●対象路線	無電柱化路線① 道路幅員：6.0m 歩道なし 無電柱化路線② 道路幅員：9.0m 歩道幅員：3.0m 無電柱化路線③ 道路幅員：3.0m 歩道なし		
●地上機器	歩行者専用道路に設置（7基）		
●託送供給等約款の適用	適用	●無電柱化まちづくり促進事業の適用	適用
●無電柱化費用	約150万円/戸（電線管理者負担分を除く） 約50万円/戸（開発事業者負担分）		
<b>無電柱化整備に関する役割分担</b>			
<b>施工</b>	<b>維持管理</b>	<b>費用負担</b>	
●開発道路 開発事業者	●開発道路 道路管理者（芝山町）	●開発道路 開発事業者	
●特殊部・管路部 開発事業者	●特殊部・管路部 道路管理者（芝山町）	●特殊部・管路部 開発事業者	
●引込管・引込設備 開発事業者	●引込管・引込設備 道路管理者（芝山町）	●引込管・引込設備 開発事業者	
●地上機器・ケーブル 【電力に係る設備・施工】 東京電力 PG 【通信に係る設備】 NTT 東日本	●地上機器・ケーブル 【電力に係る設備】 東京電力 PG 【通信に係る設備】 NTT 東日本	●地上機器・ケーブル 【電力に係る設備】 東京電力 PG 【通信に係る設備】 NTT 東日本	

(出典) 国土交通省都市局資料

# (事例紹介)川津場地区田園型居住地創出拠点(3)

## 3 無電柱化に取り組んだ経緯

【他の住宅地との差別化と不動産価値向上の一環として無電柱化を採用】

- ・当該地区周辺は都市計画マスタープランにて「田園型居住地創出拠点」に位置づけられており、官民連携による住宅地開発に向けて公募型プロポーザルによる入札が実施された。
- ・民間事業者からの提案事項として、景観面と防災面に優れた街並みを形成し、他の住宅地との差別化を図り不動産価値を最大限に高めるために、電線類地中化による無電柱化が提案された。

## 4 無電柱化実施上のポイント

【様々な低コスト手法の併用】

- ・土地利用計画及び配線計画の工夫により、歩行者専用道路へ全ての地上機器を集約し、より多くの有効宅地面積を確保している。
- ・その他にも、埋設深さを浅い位置に設定することによる掘削土量の削減や、ECVP管の活用等、様々な低コスト手法を併用している。



【託送供給等約款及び無電柱化まちづくり促進事業の活用】

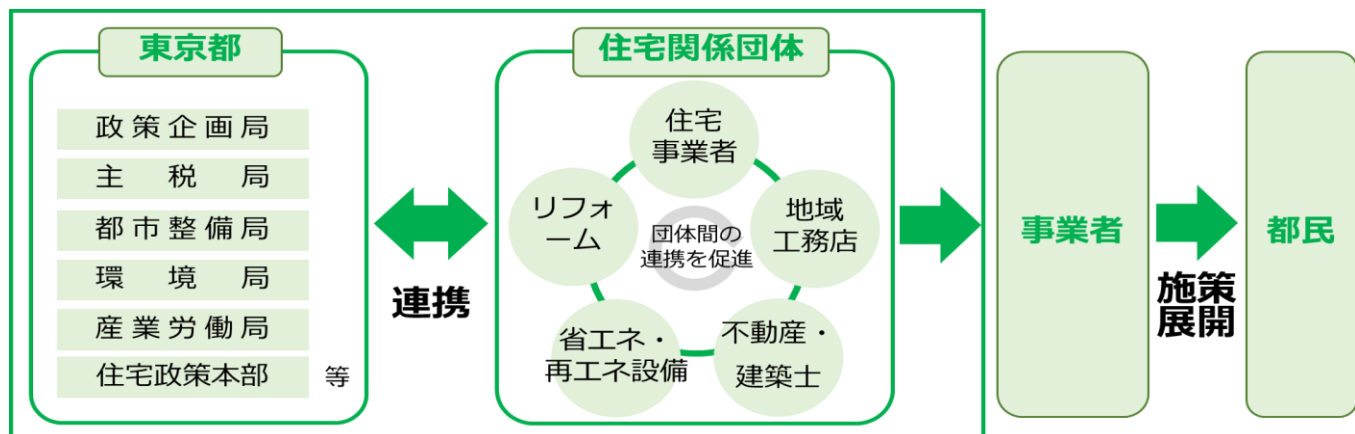
- ・当該地区は、計画の初期段階から無電柱化の実施を検討していたことから、電線管理者や芝山町との下協議の中で、託送供給等約款と無電柱化まちづくり促進事業を活用できるよう調整を実施した。

(出典) 国土交通省都市局資料

# NPO法人電線のない街づくり支援ネットワークは「東京都省エネ・再エネ住宅推進プラットフォーム」の参加団体です。



東京都6局と住宅関係団体52団体、その会員事業者が一体となって省エネ・再エネ住宅の普及促進に取り組んでいます。



## プラットフォームの活動について

### ●連絡協議会・分科会の開催

東京都とプラットフォーム会員団体が情報共有・連絡協議する場として開催しています。

### ●ホームページ、メルマガでの情報共有

プラットフォームの活動状況や東京都の各種補助金を含めた支援策等や会員団体のイベント情報などを情報発信しています。

### ●プラットフォーム会員団体の活動支援

プラットフォーム会員団体による省エネ・再エネ住宅に関する普及啓発や技術力の向上等の活動に対して、補助をしています。

### ●省エネ・再エネ住宅普及啓発イベントの開催

省エネ・再エネ住宅の推進に向けた都民向けイベントを開催しています。

プラットフォーム  
メールマガジン



## 省エネ・再エネ住宅に関する補助制度について

### 東京都の補助金

プラットフォーム  
省エネ・再エネ  
関連補助金等



エコサポート  
環境関連の東京都  
補助金・支援策ガイド



### 国の補助金



省エネ  
キャンペーン  
2025



既存住宅における  
断熱リフォーム  
支援事業

### 区市町村の補助金

地方公共団体にお  
ける住宅リフォーム  
に係わる支援制度  
検索サイト



詳しくはプラットフォームHPをご確認ください！

プラット  
フォームHP





## 松江コンクリート工業(株)

管路ボックスは、既存の側溝を基に開発した事で、格安に提供できる製品となりました。それでもセキュリティ対策等必要な性能はしっかり備えています。是非お問合せ下さい。

## 電線共同溝 小型ボックス 管路ボックス

歩道一般・T6兼入

T25兼入

車道用



NETIS:CB-240054-A

## ミリケン・ジャパン(同)

通信・放送ケーブルの多条収容を目的とする『繊維さや管』。ボディ管内のさや管を『繊維さや管』に置き替えることで管路占有率を抑え、管路小型化による大幅なコスト低減を実現します。

## 繊維さや管ラップダクト

NETIS登録番号 KT-200053-A



繊維さや管ラップダクト研究会



## 東拓工業(株)

トータクの角型多条電線管「角型TACレックス」は、各地方整備局の電線共同溝マニュアルに適合した管路材です。無電柱化事業の低コスト手法として注目されております。



## (株)オーコ

現行の埋設標ピン・埋設標柱のICチップ組込型製品の読取性能を強化し詳細な埋設管路の情報の確認を可能にしました。その他ノンスリップ鉄蓋や盗難防止中蓋等で無電柱化をサポートしています。



オーコ イプロス で検索

## (株)イトーヨーギョー

S.D.BOXは、選べるふた仕様をラインナップ・景観への配慮ができる「埋設型」・メンテナンスが容易にできる「露出型」現場に合わせてご検討ください!!

「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き(案)」対応!

狭小空間対応小型ボックス

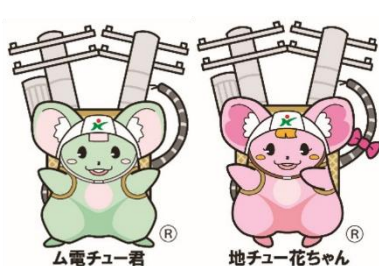
点検口 自在 + 分岐 不要 + 選べる ふた仕様

## S.D.BOX シリーズ

埋設型 露出型

## (株)近代設計

弊社は、無電柱化事業に係わる調査、計画、設計、発注者支援(事業監理業務)により、安全安心で快適な空間の確保、ライフラインの保全、都市機能の高度化に貢献します。



当社無電柱化推進オリジナルキャラクター



**ジオ・サーチ(株)** 地下埋設物を地上から正確に探査する新技術「地上・地下インフラ3Dマップ」を開発。3Dデータの活用により無電柱化工事の設計・施工の無駄をなくし、工期短縮します。

## 繊維さや管ラップダクト研究会

新技術のさや管として、道路/河川情報ボックスの新設・移設、電線共同溝工事に適用でき、大幅なコスト低減と工期短縮を実現します。

NETIS登録製品 KT-200053-A 繊維さや管



# 無電柱化低コスト技術製品・工法の募集

- NPO無電柱ネットでは無電柱化につながる製品・工法を募集しています -

新技術の製品・工法募集はNPO正会員が対象。NPO・HPの会員募集はこちら



NPO・HPの新技術製品・工法の紹介はこちら 募集のコーナーは最後にあります。



## 無電柱化の低コストにつながる企業紹介

- (株)秋本組** 無電柱化工事なら、豊富な実績とデザイン力のある、秋本組におまかせください。
- (株)オーコ** 電気・通信関係・車道型ハンドホールや小型ボックス等のコンクリート製品の問題解決ほか、設計から製造まで対応しています。
- シンテック(株)** 通信多条数一括牽引方式の繊維さや管ラップダクト、2人で設置できる超軽量防護板ラップバッファの開発販売をしています。
- (株)長栄通建** 北海道で初導入!!スピードアップと低コスト手法。最新鋭機トレンチャー・地中探査機を活用した無電柱化施工は、当社まで!!
- ミリケン・ジャパン(同)** 繊維さや管ラップダクト研究会では新技術・新工法の『繊維さや管』をご提案。情報ボックス工事での採用実績あり。
- ジオ・サーチ(株)** 地中埋設物を可視化することで、無駄のない設計・施工が可能。工期の大幅短縮と約1億円のコスト削減に貢献。



# 無電柱化推進団体のご紹介

## ◎「無電柱化を推進する市区町村長の会」とは

当会(会長 神奈川県鎌倉市長 松尾 崇)は地方行政の首長が無電柱化を推進するため2015年に結成した団体です。2025年6月12日現在、305の市区町村長が加盟しています。

[事務局] 神奈川県 鎌倉市 都市整備部 道路課 〒248-8686 神奈川県鎌倉市御成町18番10号  
TEL: 0467-23-3000 road@city.kamakura.kanagawa.jp

当NPOのHPで、無電柱化を推進する市区町村長の会を紹介しています→



特定非営利活動法人  
**電線のない街づくり支援ネットワーク**  
THE NETWORK FOR NON POLE COMMUNITY

since 2007

私達と一緒に日本の景色をかえよう!!  
(会員募集)



日本の街に美しい空を取り戻したい。  
災害に強く、安全安心で住みよい街にしたい。

1. 無電柱化支援事業
2. 無電柱化街づくりシンポジウム・セミナー
3. 街並見学ツアー  
無電柱化住宅見学会
4. 研究開発(無電柱化技術)
5. 広報活動(マスコミ対応)
6. 啓発活動(無電柱化出前授業  
・大学生インターン・無電柱化の日イベント)

■会員数:2025年7月現在 147(社・個人)  
 ■事務局:大阪府吹田市市本町1-1-21  
 理事長:高田 昇  
 メール: info@nponpc.net  
 TEL:06-6381-4000(担当:塚田)



テレビ出演(コメンテーター)



無電柱化出前授業(札幌市)